

一般財団法人宇治廃棄物処理公社における浸出水処理施設での 原水の河川放流事案の経過等について

今般、一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下「公社」とする。）において、埋め立てを完了している第1期・第2期処分地から流れ出た水を処理する浸出水処理施設で、原水槽の上部から未処理の水を河川に放流していた事案における経過等について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 経緯

- ・ 8月13日（木）・19日（水）京都府の職員が公社に来社
- ・ 8月20日（木）京都府山城北保健所に事実を報告、謝罪
- ・ 8月21日（金）京都府山城北保健所による緊急立ち入り検査・水質検査
- ・ 8月25日（火）公社による独自の水質検査
- ・ 8月26日（水）公社が京都府知事あてに顛末書を提出
- ・ 8月27日（木）公社から市長への顛末書を受理
- ・ 9月3日（木）京都府から公社に対して施設改善及び使用停止処分の通知
- ・ 9月3日～10月2日 30日間の廃棄物の受け入れ業務停止
- ・ 9月14日（月）水質検査の結果を報告
- ・ 9月27日（日）志津川区説明会

2. 水質検査の結果について

8月25日に実施した公社による水質検査の結果、原水槽受水部（第1期・第2期）、処理水、仙郷谷川中間点、仙郷谷川宇治川合流部において、放流水維持管理基準を超える有害物質は検出されませんでした。

3. これまでの対策等について

- ・オーバーフロー水に対する応急・緊急対策として、バキュームカーを配置
- ・現在埋め立て中の第3期処分地の浸出水処理施設に、オーバーフロー水を送る送水管の設置、届出完了
- ・原水槽がオーバーフローする可能性がある際の作業マニュアル作成
9月11日
- ・水質管理担当者を設置
- ・人員の増員 宇治市 = 主幹級職員を担当課に配置(9月14日)

4. 今後の対策等について

- ・第1期・第2期処分地の原水2か所、処理後の排出水、仙郷谷川(中間点・合流点)2か所での水質検査について、項目数を増加して実施
- ・今後も、志津川区に対して、設備の対策や水質の状況等を報告・説明
- ・(仮)調査委員会の設置
弁護士、経営コンサルタント、環境・水質関係の精通者等を予定
- ・関係職員の処分について検討
- ・抜本的な対策実施のため、最終処分地の水処理に精通した業者にコンサルタントを委託して検討・実施
- ・職員研修に参加し、規律意識の向上及びスキルアップを図る